

# 国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

平成 6年 3月23日  
宮城県規則第5号

改正 平成13年 3月23日規則第33号  
平成14年 3月29日規則第66号  
平成21年 3月24日規則第28号  
平成24年 3月23日規則第26号  
平成28年 3月22日規則第40号

国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則をここに公布する。

## 国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。（平14規則66・一部改正）

(負担金の算定に係る割合)

第2条 条例第3条第1項第1号の規則で定める割合は、平成元年度以前に着手した国営土地改良事業については別表第1，平成2年度から平成4年度までに着手した国営土地改良事業については別表第2，平成5年度以後に着手した国営土地改良事業については別表第3のとおりとする。（平28規則40・一部改正）

2 前項の規定にかかわらず、江合川国営土地改良事業に係る条例第3条第1項第1号及び第2号の規則で定める割合は、別表第2のとおりとする。

3 条例第3条第1項第2号の規則で定める割合は、別表第4のとおりとする。（平21規則28・一部改正）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。（平24規則26・旧附則・一部改正）

(負担金の算定に係る割合の特例)

2 条例附則第4項の規則で定める割合は、次の表のとおりとする。

区 分		割 合
		42/100（当該事業に係る国の負担割合が50/100を超え8

	農用地の災害復旧	0/100未満の場合にあっては1から当該国の負担割合及び8/100を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が80/100以上の場合にあっては1から当該国の負担割合を控除した割合に60/100を乗じて得た割合)
特定災害復旧事業	土地改良施設の災害復旧	27/100（当該事業に係る国の負担割合が65/100を超え80/100未満の場合にあっては1から当該国の負担割合及び8/100を控除した割合、当該事業に係る国の負担割合が80/100以上の場合にあっては1から当該国の負担割合を控除した割合に60/100を乗じ

		て得た割合)
	除塩	6/100
復旧関連事業		42/100 (当該事業に係る国の負担割合が50/100を超え80/100未満の場合にあっては1から当該国の負担割合及び8/100を控除した割合, 当該事業に係る国の負担割合が80/100以上の場合にあっては1から当該国の負担割合を控除した割合に60/100を乗じて得た割合)

(平成24年3月23日追加)

附 則 (平成13年規則第33号)

この規則は、平成13年4月1日から施行し、改正後の国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の規定は、平成5年度分の国営土地改良事業に係る負担金から適用する。

附 則 (平成14年規則第66号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第40号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

区 分		割 合
国営かんがい 排水事業	ダ ム	17/100
	頭 首 工	17/100
	排 水 機 場	17/100
	排 水 樋 門	
	排 水 路	17/100
	用 水 機 場	17/100
	用 水 路	17/100

別表第2 (第2条関係)

区 分		割 合	
国営かんがい 排水事業	ダ ム	末端支配面積（当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。以下同じ。）がおおむね7,000ha（畑に係るものにあつては、3,000ha）未満であり、かつ、有効貯水量がおおむね1,000万 $m^3$ （畑に係るものにあつては、300万 $m^3$ ）未満のもの	20/100
		末端支配面積がおおむね7,000ha（畑に係るものにあつては、3,000ha）以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね1,000万 $m^3$ （畑に係るものにあつては、300万 $m^3$ ）以上のもの	25/100
		かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更（新たに農業用水の開発を行うもので、開発に要する費用が当該ダムに要する費用の1/2以上のもの）されるもの	209/1,000
	頭 首 工	末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては、300ha）未満のもの	17/100
		末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては、300ha）以上おおむね3,000ha（畑に係るものにあつては、1,000ha）未満のもの	19/100
		末端支配面積がおおむね3,000ha（畑に係るものにあつては、1,000ha）以上おおむね7,000ha（畑に係るものにあつては、3,000ha）未満のもの	234/1,000
		末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るもの	

排水機場	にあっては、300ha) 未満のもの	17/100
排水樋門	末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るものにあっては、300ha) 以上おおむね 3,000ha (畑に係るものにあっては、1,000ha) 未満のもの	19/100
排水路	末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るものにあっては、300ha) 未満のもの	17/100
	末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るものにあっては、300ha) 以上のもの	19/100
用水機場		17/100
用水路		17/100

別表第3 (第2条関係)

区 分		割 合	
国営かんがい 排水事業	ダム	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては、2,000ha) 以上であり、かつ、有効貯水量がおおむね700万m <sup>3</sup> (畑に係るものにあっては、200万m <sup>3</sup> ) 以上のもの	25/100
		その他の施設	17/100
	頭首工	末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては、2,000ha) 未満のもの	17/100
		末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては、2,000ha) 以上のもの	25/100
	排水機場	<u>末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るものにあっては、300ha) 未満のもの</u>	17/100
	排水樋門	<u>末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るものにあっては、300ha) 以上おおむね 3,000ha (畑に係るものにあっては、1,000ha) 未満のもの</u>	<u>19/100</u>
		<u>末端支配面積がおおむね3,000ha (畑に係るものにあっては、1,000ha) 以上おおむね5,000ha (畑に係るものにあっては、2,000ha) 未満のもの</u>	<u>234/1,000</u>
		末端支配面積がおおむね5,000ha (畑に係るものにあっては、2,000ha) 以上のもの	25/100
	排水路	<u>末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るもの</u>	

		<u>の</u> にあつては、300ha) 未満のもの	17/100
		<u>末端支配面積がおおむね1,000ha (畑に係るもの</u>	
		<u>の</u> にあつては、300ha) 以上のもの	<u>19/100</u>
	用 水 機 場		17/100
	用 水 路		17/100
	農業水利制	末端支配面積がおおむね100ha未満のもの	25/100
	御システム	末端支配面積がおおむね100ha以上のもの	17/100
国営農地再編 整備事業	区 画 整 理 開 畑		17/100
<u>国営施設応急対策事業</u>			<u>58/300</u>
<u>国営耐震対策一体型かんがい排水事業</u>			<u>30/100</u>

別表第4 (第2条関係)

区		分	割 合
災害復旧事業	農業用施設	ため池, 頭首工, 水路, 揚水機, 堤防 (海岸を含む。), 道路, 橋 梁 <sup>りょう</sup> 及び農地保全施設	27/100 (当該事業に係る国の負担割合が65/100を超え80/100未満の場合にあつては1から当該国の負担割合及び8/100を控除した割合, 当該事業に係る国の負担割合が80/100以上の場合にあつては1から当該国の負担割合を控除した割合に60/100を乗じて得た割合)